

京都市交通局管理規程 6-0 (京都市乗合自動車旅客運賃条例施行規程) の一部を次のように改正する。

平成 16 年 7 月 16 日

京都市公営企業管理者

交通局長 島田 與三右衛門

第 11 条の 9 を次のように改める。

(一日乗車券カードによる旅客運賃の額)

第 11 条の 9 一日乗車券カードによる旅客運賃の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額とする。

- (1) 大人 500 円
- (2) 小人 250 円

附 則

この改正規程は、平成 16 年 7 月 24 日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)